

Japanese

Business

Services

SOEYニュースレター

VOL.2 June, 1999

目 次

	<u>ページ</u>
I. 株式交換、移転の法律、税務上の取扱い	1
II. 外国人駐在員の 401(k)プランと所得税法上の課税処理について	3
III. 流動化目的の債権の適性評価について	4

このニュースレターはあくまでも概略を説明したものであり、具体的ケースに適用される場合は改めて当事務所に御照会いただくことをお勧め致します。

太田昭和アーンストアンドヤング株式会社

 SHOWA OTA ERNST & YOUNG

．株式交換、移転の法律、税務上の取扱い

□ 「商法上の取扱い」

株式交換、移転制度の創設を盛り込んだ商法改正法が、3月10日に国会に提出されました。

1. 「株式交換」と「株式移転」の違い

親会社（持株会社）がすでに存在する場合	「株式交換」
親会社が新規に創設される場合	「株式移転」

2. 法律的手続き

合併と類似の組織法的な行為として構成されています。

- ・ 株式交換契約書の作成
- ・ 各会社の株主総会による承認
- ・ 株主の株式買取請求権
- ・ 親会社による新株発行・資本増加
合併との相違等
- ・ 債権者保護手続きの不存在
- ・ 公正取引委員会への届出不要

3. 株式交換による完全親会社の創設（改正商法案 第352条以降）

意義

会社は、その一方が他方の発行済株式の総数を有する会社（以下、これを「完全親会社」と、他方を「完全子会社」という。）となるため、株式交換をすることができる。

効果

株式交換によって完全子会社となる会社の株主の有するその会社の株式は、株式交換により完全親会社となる会社に移転し、その完全子会社となる会社の株主は、その完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する新株の割当てを受けることにより、その日にその会社の株主となる。

4. 株式移転による完全親会社の設立（改正商法案 第364条以降）

意義

会社は、完全親会社を設立するため、株式移転をすることができる。

効果

株式移転によって完全子会社となる会社の株主の有するその会社の株式は、株式移転により設立する完全親会社に移転し、その完全子会社となる会社の株主は、その完全親会社が株式移転に際して発行する株式の割当てを受けることにより、その完全親会社の株主となる。

□ 「税務上の取扱い」

持株会社設立の際の税務上の取扱いが、商法の改正を前提にして、3月24日に成立しました。

1. 特定子会社（株式交換または株式移転により完全子会社となる法人）の株主である法人が、その有する株式につき株式交換等による移転があった場合において、特定親会社から新株の割当て（交付金銭等を含むものとし、次に掲げる要件を満たすものに限る。）を受けたときは、交換時の直前における当該特定子会社株式の帳簿価額を、その交換時における特定子会社株式の価額であるとみなして、所得の金額を計算する。

特定親会社の特定子会社株式の受入価額が、株主の旧株の簿価に相当する金額以下となっていること

イ及びロに掲げる金額の合計額のうちイの占める割合が95%以上であること

イ. 特定子会社の株主が、特定親会社から割当てを受けた新株のその交換時における価額の総額

ロ. 特定子会社の株主が、交付を受けた金銭の額及び交付を受けた資産の価額の合計額
(改正租税特別措置法 第67条の9の2)

「旧株の簿価に相当する金額」は、特定子会社の株主である法人の直前の旧株の簿価（特定親会社が特定子会社株式を取得するために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。

交換時の直前における特定子会社の株主の数が50人以上である場合には、特定子会社の純資産の帳簿価額を、交換時の直前の特定子会社の発行済株式の総数で除して計算した金額とする。

(改正租税特別措置法施行令 第39条の30の2)

なお、上記の取扱いは特定子会社の株主が法人の場合のものであるが、個人の場合の取扱いも同様の主旨で改正がなされている。

(改正租税特別措置法 第37条の13の2 同施行令 第25条の12の2)

2. 株式移転が行われた場合において、特定子会社が特定親会社に対して子会社株式等の譲渡（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をしたときは、その譲渡による利益の額に相当する金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

子会社株式等のその譲渡の時における価額が特定子会社の当該子会社株式等の譲渡直前の帳簿価額を超えていること。

特定親会社がその譲渡を受けた子会社株式等の取得価額を特定子会社の当該子会社株式等の譲渡直前の帳簿価額に相当する金額としていること。

株式移転による特定親会社の設立の日を含む事業年度からその設立の日以後1年を経過した日を含む事業年度までのいずれかの事業年度において、特定親会社に対して子会社株式等の全部の譲渡を行っていること。

子会社株式等とは、特定子会社が他の法人の発行済株式または出資の金額の全部を設立の日の1年前の日から譲渡をした日まで引き続き有していた場合における当該他の法人の株式または出資をいう。

(改正租税特別措置法 第67条の9の4)

. 外国人駐在員の 401(k) プランと所得税法上の課税処理について

□ 401(k) プランとは

401(k)プランとは、米国の企業が採用している退職給付プランの一つであり、米国内国歳入法 401 条(k)項が定めている要件を満たす確定拠出型年金プランです。401(k)プランは従業員、企業双方ともに税制上の優遇を受けられるため、米国内では一般的なものとなっています。401(k)プランの基本的な特徴は次のとおりです。

1. プランへの積立金の財源は、主として従業員の給与から拠出されます。また、各従業員は401(k)プランへの拠出金額を一定の限度額内(1999年は、年間\$10,000)で自由に決めることができます。
2. その拠出金は、その従業員のその年の課税所得から控除され、将来給付を受ける時まで所得税の課税が繰り延べられます。要件を満たしているプランは従業員、企業ともに税制上の恩恵を受けることができます。
3. プランの資産運用収益についても、将来の受取時まで課税が繰り延べられます。
4. 企業も一定の限度額の範囲内で従業員の401(k)プランへ積立金を拠出できます。この企業拠出金をマッチング拠出金といい、その従業員のその年の課税所得とはされず、将来の給付の時まで課税が繰り延べられます。このマッチング拠出金は、企業の課税所得の計算上、損金算入することができます。
5. 企業はプラン資産の運用先(株式・債権・銀行預金等)を複数用意し、従業員は自己の責任において、積み立てた自己資産の運用先を任意に決定できます。
6. 勤務先が変わっても、自己資産を新しい勤務先のプランに移管することができます。また新しい勤務先に401(k)プランがない場合には、個人退職口座(IRA)へ移管できます。

□ 日本での所得税課税上の取り扱い

401(k)プランは税制適格年金プランとして、その加入者たる従業員に対する課税の繰り延べ、及び企業の拠出金の損金算入という税制優遇措置が与えられていることを上記に述べました。ただし、これは米国税制上の特典です。米国からの派遣社員（以下、外国人駐在員という。）のほとんどは 401(k)プランの加入者ですが、その外国人駐在員の拠出額は、日本の所得税法上、課税所得から控除することはできません。

□ 企業によるマッチング拠出金も課税対象に

最近の外国人駐在員の所得税申告を対象とした国税不服審判所の判決によれば、従業員の 401(k)プランに対する拠出金につきこれを課税すべきであるということを明らかにしています。これに加えて東京国税局の調査においては、その米国派遣元企業による 401(k)プランへのマッチング拠出金相当額も、その外国人駐在員の課税所得の計算上、給与所得として申告するよう指導しています。現在の日本の税制上、納税者としてはこのような指導を受け入れざるを得ないのが現状です。しかしながら、これでは将来的に日米両国間で二重課税の問題が生ずることになります。将来において米国で 401(k)プランから年金あるいは一時金の給付を受けた時に、その受けた利益に対して課税されるその結果、外国人駐在員にとっては、401(k)への積立金の拠出時及びその給付金の受取時に、日米双方いずれかで所得税課税を受けることになるのです。

このような外国人駐在員に対する最近の所得税の税務調査の傾向から判断すると、今回取り上げた 401(k)プランへの拠出金のみならず、他の米国、または米国以外の国の 401(k)に類似した年金への拠出金に対する所得課税の問題も、今後取り上げられることになるものと考えられます。外国人駐在員が加入する 401(k)以外の年金に対しても、企業が積立金を拠出している場合には、その外国人駐在員の給与所得として確定申告所において申告する必要があるでしょう。

．流動化目的の債権の適性評価について

「流動化目的の債権の適性評価について」に関する報告書が平成 10 年 10 月 28 日付にて日本公認会計士協会から公表されました。（以下、報告書。）またこれに関連し、「不良債権担保不動産の適性評価手続きにおける不動産の鑑定評価に際して特に留意すべき事項について」が平成 10 年 9 月 22 日及び同年 11 月 17 日付にて日本不動産鑑定協会から出されました。（以下、これらをあわせて報告書等。）

「適性評価（手続き）」とは耳慣れない言葉ですが、ここでは英語の“due diligence”（デュー・デリジェンス）に対応するものとして使われています。したがって、前述の報告書等は債権流動化の際のデュー・デリジェンスについて定めたものといえることができます。本トピックスは、債権流動化全般をカバーする内容となっていますが、後述のとおり、その主たる対象は本邦金融機関により最近盛んに行われている不良債権等の流動化を念頭においたものです。以下、報告書等の背景、概要等について解説します。

□ 背景

長引く日本経済の低迷に、G7 を中心とする欧米各国も日本に対し本格的景気対策の実施を求め、景気浮揚は日本政府の国際公約ともなりました。引続く底の見えない不動産市況の下落に、自民党は日本経済の本格的回復のためには不動産取引の活性化と、金融機関の不良債権問題の解決が不可欠であると判断し、平成 10 年 6 月には「金融再生トータルプラン」が決定されました。

当時、欧米投資家による本邦金融機関からの不動産担保付不良債権の一括購入（バルクセール）はすでに活発化しつつありました。「金融再生トータルプラン」ではその提言のひとつとして、担保付不良債権等の流動化を図るために欧米投資家が行っているディスカウント・キャッシュ・フローを基礎とする評価方法・手続きの検討をすることとし、日本公認会計士協会及び不動産鑑定協会がその検討依頼を受け、前述の報告書等の公表に至ったものです。

また、このような報告書の作成が求められた理由の一つとして税務上の取扱いの明確化がありました。従来から、第三者間で行われる譲渡であれば、発生する売買損は税務上も認められるものと考えられていたものの、税務当局による正式な見解がなかったことから一部に不安が生じることとなり、これを解消する必要があったこと、また、今後 S P C を利用した不良債権の流動化など第三者間の取引とは言えない場合が生じた際に税務上の拠りどころとなる評価方法手続きを定めておくこと、がその狙いでした。

□ 概要

（1）適用範囲

金融機関等が不良債権等を流動化しようとする場合の貸出金債権等の評価方法と手続きに関する実務上の指針を提供することを目的としています。

不良債権のみならず、正常債権の流動化も適用対象となります。また、バルクセールの他、S P C 等を使った証券化等も対象となります。

なお、流動化を前提としない貸出金償却や貸倒引当金の設定にあたっての評価には、本報告等は適用されないことに注意する必要があります。

（2）方法

正常債権については、債権キャッシュフロー割引法により評価されます。債権キャッシュフロー割引法とは、満期日までの債権からの月次キャッシュフローの割引現在価値を適正評価額とする方法です。割引率は評価日現在の残存期間に対応する国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せしたものにより計算されます。

正常債権以外の債権、すなわち、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権については以下のいくつかのテストを行った上で評価方法が決定されます。（添付 1 参照）

元利払履行継続テスト

30 日以上元利金の支払遅延や過去に金利減免・棚上げ等の貸出条件の緩和が行われたことがないこと。

上記条件を満たし、かつ次の将来履行懸念テストに問題が無い場合には債権キャッシュフロー割引法により評価します。

将来履行懸念テスト

将来の元利金の返済履行が確実に行なわれない原因となる事象（例えば、将来の巨額一括返済に必要なキャッシュフローの不足）が存在しないか、または、将来債務不履行になる可能性がないかを検討します。

債務者テスト

債権の担保として提供されている資産以外を原資として元利金を返済する能力があるか否かを検討します。

元利払履行継続テストを満たさない場合に実施されます。

債務者テストを満たし、将来履行懸念テストにも問題が無い場合には債権キャッシュフロー評価法により評価します。

再建計画

上記のテストの結果、元利払履行継続テストは満たすが将来履行懸念テストに問題がある場合、元利払履行継続テストも債務者テストも満たさない場合、元利払履行継続テストを満たさず債務者テストは満たすが将来履行懸念テストに問題がある場合には、再建計画の有無及びその合理性・実行可能性により評価方法を決定します。

再建計画が存在し、かつ合理性・実行可能性がある場合には、当該再建計画によるキャッシュフローに基づく債権キャッシュフロー割引法を使って評価します。

再建計画が存在しない、あるいは、存在しても合理性・実行可能性が無い場合には、担保不動産の有無により評価方法が決定されます。担保不動産が存在する場合には、不動産収益還元評価法または複合評価法によって評価を行います。また、担保不動産が存在しない場合には、その他担保、保証等に基づいて評価を行うこととなります。

不動産収益還元評価法

担保不動産からの収入またはその処分収入しか返済原資が見込めない場合には不動産収益還元評価法によります。これは日本不動産鑑定協会がとりまとめた適正評価方法を指します。

複合評価法

担保不動産があり、かつ担保不動産以外からのキャッシュの回収可能性がある場合には複合評価法により評価します。複合評価法では、将来債務不履行になることを前提とした上で、評価日から債務不履行の日までは債権キャッシュフロー割引法により、債務不履行の日から担保不動産の取得日までは担保権行使シナリオ評価法により評価します。担保権行使シナリオ評価法とは、債務不履行が確実な不動産担保付債権について担保権行使を前提とした処分期間の見積りに基づく評価を行う方法です。

(3) 手続き

報告等の中では、適正評価を担保するための手続きが掲げられています。注意を要するのは、異なる事例のもとでも共通して実施される基本的な手続きは必然的に存在するものの、デューデリジェンスとは本来、依頼主と依頼を受けた者とが対象や実施する手続きの範囲を合意した上で行う agreed upon procedure であるということです。したがって、報告書においても、債権、債務者などに関して実施される一般的な手続きに加え、実施範囲について依頼者と合意した上で実施すべき手続きが例示されています。

(4) 不動産の評価

従来、不動産評価にあたって実施されてきたのは、取引事例比較法等に基づく正常価格の算定が中心でした。しかし、報告書等で対象とするのは流動化を前提とした不動産の鑑定評価であることから、主として以下の方針で算定することとされています。

収益還元法を中心とする評価を行う。

早期売却の必要性や換価の困難という減価要因を反映させる。

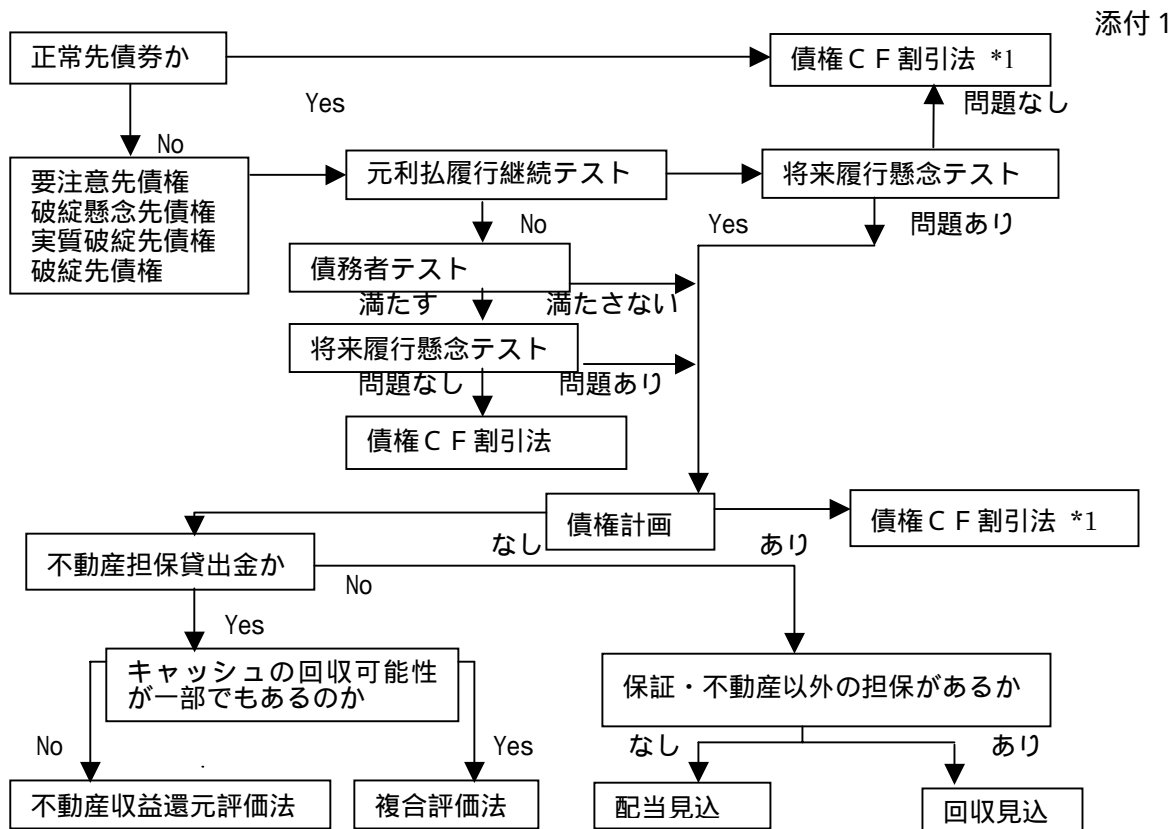
調査によっても不明な部分についてはリスクとして保守的な評価を行う。

□ 注意点

本報告書等の適用にあたっては次のような点に注意する必要があります。

- (1) 本報告書等の適正評価方法によって算定された価額については、適正な収支予測額及び割引率等に基づいて算定されている場合には税務上も問題が無いものとされます。したがって、収支予測額の見積りと適正な割引率の適用に特に留意する必要があります。
- (2) 本報告書においては、適用すべき割引率の具体的数値については言及されていません。これは、割引率はその時点の金利水準、信用リスク、不動産担保の種類、目標とする利益率等によって決定されるものであることから、一概に適正な水準を示すことが困難なためです。
- (3) 本来、第三者間で行われる取引においては相互に合意した評価方法や価格が税務上も尊重されるべきであり、本報告書等の評価方法と異なる他の合理的方法によった場合でも、当然尊重されることとなります。したがって、SPCへの債権売却の場合など、恣意性の入りやすい関係会社間の取引においてこそ、本報告書等の適性評価方法に基づいて行う意義が大きいものと言えます。

流動化目的の適正評価方法のフローチャート



* 1 債権 CF 割引法：債権キャッシュ・フロー割引法

(日本公認会計士協会平成 10 年 10 月 28 日「流動化目的」債権の適正評価について」より転載)